

初診料・在宅の医療D X加算

10月からマイナ保険証の利用率実績引き上げ

中医協は、内科・歯科の初診料に設定されている「医療D X推進体制整備加算」と在宅医療点数の「在宅医療D X情報活用加算」の施設基準の一部について、今年10月1日より変更することを了承しました。

変更内容は別掲の表のとおりで、点数の変更はありません。

【内科・歯科共通】変更のポイント

◇マイナ保険証利用率の実績要件が引き上げられる

①今年10月から来年2月末（5カ月間）、及び②来年3月から5月末（3カ月間）、の2回に分けて引き上げられる。

◇【小児科に対する配慮措置】加算3と加算6に設定されている、小児科外来診療料の算定医療機関などを対象とした、マイナ保険証の利用率の実績に対する配慮措置は継続される。利用率が「12%以上」（9月末まで）で基準を満たすこととされる取扱いが10月以降も継続されるが、利用率実績は「22%以上」「27%以上」と段階的に引き上げられる。

◇施設基準の一つである「電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制」は、来年5月末まで引き続き満たしているものとされる（経過措置の延長）。

※在宅医療点数の「在宅医療D X情報活用加算」についても同様の取扱い

医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算の見直しについて（案）

- 医療DX推進体制整備加算のマイナ保険証利用率の実績要件について、これまでの利用率の実績や令和7年12月1日に発行済みの健康保険証への経過措置が終了することを踏まえ、今後もより多くの医療機関・薬局で医療DX推進のための体制を整備いただきつつ、時期に応じたメリハリのある評価とするため、マイナ保険証利用率の算定要件を、令和7年10月から令和8年2月末までと令和8年3月から同年5月末までの2つの時期に分けて新たに設定する。
- 「小児科特例」について、これまでの年齢階級別の利用実績を踏まえ、配慮を継続する。
- 電子カルテ情報共有サービスについては、先の通常国会に提出された「医療法等の一部を改正する法律案」の成立・施行により本格稼働となること、現在、当該法律案が未成立であることや電子カルテ情報共有サービスに関する対応等を踏まえ、経過措置を令和8年5月31日まで延長する。

マイナ保険証利用率（案）

利用率実績	R6.7～	R6.10～	R7.1～	R7.7～	R7.12～
適用時期	R6.10.1～R6.12.31	R7.1.1～R7.3.31	R7.4.1～R7.9.30	R7.10.1～R8.2.28	R8.3.1～R8.5.31
加算1・4	15%	30%	45%	60%	70%
加算2・5	10%	20%	30%	40%	50%
加算3・6	5%	10%	15%※1	25%※2	30%※3

※1 「小児科特例」：小児科外来診療料を算定している医療機関であれば、かつ令和7年（令和8年）2月1日から同年12月31日まで）の小児科外来診療料のうち、6歳未満の児の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

※2 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日まで期間に限り、「25%」とあるのは「22%」とする。

※3 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの間に限り、「30%」とあるのは「27%」とする。

電子カルテ情報共有サービス（案）

適用時期	～R7.9.30	R7.10.1～
経過措置	令和7年9月30日まで	令和8年5月31日まで